

愛知県 BIM/CIM 適用業務試行要領

第 1 条 趣旨

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、建設局、都市・交通局が発注する業務に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

第 2 条 対象範囲

以下に示す業務に該当するものを対象とする。

- ・ 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- ・ 地質・土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- ・ 設計業務等共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務

ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する業務を除く。

なお、これによらず対象以外の業務においても積極的な導入を推進する。

第 3 条 実施方法

以下に基づき、業務ごとに発注者が 3 次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受注者が 3 次元モデルを作成し、受発注者で活用するものとする。実施にあたっては、受発注者間で活用内容及び 3 次元モデルの詳細な作成内容（作成範囲・詳細度・属性情報等）を協議する。活用内容については、別紙 1「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に選定する。3 次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

なお、以下に記載した事項以外は、国土交通省の最新の要領、マニュアル等により実施する。

1 BIM/CIM 実施計画書

3 次元モデルの活用について、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本業務を実施する。

- 1) 3 次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- 2) 3 次元モデルの作成仕様
（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された 3 次元モデルの使用等）

- 3) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 4) 3次元モデルの作成担当者
- 5) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM 実施報告書

BIM/CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM 実施報告書を作成する。

- 1) 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- 2) 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- 3) 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- 4) 成果物
- 5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

3 成果の納品

BIM/CIM 実施計画書（変更含む）、BIM/CIM 実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。

4 BIM/CIM 適用業務の確認

発注者は、受注者が3次元モデルを作成・活用するにあたって、以下の内容を確認する。

- 1) 3次元モデルの作成内容の確認
 - ・測地系、単位系が正しく設定されているか
 - ・構造物等が正しい位置に配置されているか
 - ・無償ビューワーで3次元モデルを閲覧可能か
 - ・BIM/CIM 実施計画書で示した3次元モデルが作成されているか
- 2) 実施報告書の記載内容の確認
 - ・実施概要、効果の結果等が記載されているか
 - ・引継事項が記載されているか（対応する無償ビューワーの種類、活用時の注意点等）
 - ・2次元図面と3次元モデルの整合に関する情報が記載されているか
- 3) 電子成果品の納品内容の確認
 - ・各電子納品要領に基づき BIM/CIM フォルダが作成されているか
 - ・納品された3次元モデルは、オリジナルデータの他、IFC 又は J-LandXML のデータ形式で格納されているか

第4条 BIM/CIM 適用業務の発注方法

BIM/CIM 適用業務については記載例①②を参考に特記仕様書を作成し、BIM/CIM 適用業務である旨を明記する。

なお、BIM/CIM 適用業務は、以下の発注方式を標準とする。

1 発注者指定型

発注者の指定により3次元モデルの活用を行う方式である。発注者は別紙1「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に義務項目から1項目以上を指定する。推奨項目は任意で指定することができる。

なお、発注者指定型であっても、受注者からの提案により活用内容を追加することを積極的に検討されたい。

2 受注者希望型

契約後において、受注者から3次元モデルの活用希望があった場合に、3次元モデルの活用を行う方式である。受注者は別紙1「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に義務項目または推奨項目から1項目以上を選択する。

発注者指定型を適用するものを除き、受注者希望型を適用する。

第5条 業務費の積算

BIM/CIM 適用業務による費用は、見積を徴収して積算するものとする。活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることを鑑み、契約後に受注者からの見積により契約変更で対応する。

また、受注者からの提案を積極的に受け入れ、活用することを基本としているが、発注者が費用負担する場合は、発注者が活用効果等を確認のうえ必要と判断したものに限ることに留意する。

第6条 その他

BIM/CIM 活用試行業務の効果検証を行うため、受注者は別途アンケート調査に協力すること。また、必要に応じて愛知県 i-Construction 推進協議会に資料提供を行うこと。

附 則

この要領は令和6年4月1日以降に契約する業務から適用する。

「愛知県 BIM/CIM 活用試行業務 実施要領」(令和4年3月31日3建企第611号。)は廃止する。なお、すでに契約済の業務においても、受発注者協議により、本要領を適用することができる。